

条例改正検討事項	本県の状況等と今後の対応
<p>1 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えること</p> <p>(行政機関法) 国のすべての行政機関を対象としている。</p> <p>国から「個人情報保護の必要性は都道府県の各機関によって異なるものではないこと、行政機関法でもすべての行政機関を対象としていること等から、実施機関としていない執行機関と十分協議の上、条例の対象としていくことが望ましい」旨の要請あり。</p>	<p>(本県の状況等) 公安委員会、警察本部長は実施機関としていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪捜査という業務の特殊性、国や他の都道府県警察相互の協力関係など他の行政機関と異なる特殊性を有していることから、現時点では、実施機関とすることについては慎重にならざるを得ない。 【13年7月情報公開検討委員会提言】 現時点では公安委員会、警察本部長を実施機関としている都道府県はない。 <p>(今後の対応) 県及び警察本部の担当職員によるワーキンググループで実務的な検討を行い、その結果を情報公開検討委員会に諮る。</p>
<p>2 利用停止請求権を規定すること</p> <p>(行政機関法) 個人情報の適正な取扱いに関する規範の実効性を担保するため、開示を受けた者が自己情報の利用停止、消去、提供停止の請求を行うことを認める「利用停止請求権」を規定している。</p> <p>権利として保障することにより、請求に対する決定等に不服がある場合は、不服申立て及び行政訴訟の対象となる。</p>	<p>(本県の状況等) 利用停止請求権は規定しておらず、条例の規定に違反して収集した場合の「削除請求権」や不適正な取扱いに対する「是正の申出」により対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用停止請求権を認めた場合、請求を実効あるものとするためには、決定があるまで事務の執行を停止しなければ意味がないが、その場合は事務の停滞を招くおそれがある。 【13年7月情報公開検討委員会提言】 現在、11県で利用停止請求権を規定。 <p>(今後の対応) 利用停止請求権と現行制度との運用面での制度比較を行い、情報公開検討委員会に諮る。</p>
<p>3 職員等に対する罰則を規定すること</p> <p>(行政機関法等) 行政に対する国民からの信頼を確保するため、国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加えて、職員に対する罰則を新たに規定しているほか、受託業者、開示請求者、審査会委員に対する罰則規定も設けている。</p> <p>国の罰則規定</p> <ul style="list-style-type: none"> コンピュータ処理されている個人データの漏えい(職員等、受託業者等) 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用(職員等、受託業者等) 職務以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集(職員) 偽りその他不正手段による開示(開示請求者) 職務上知り得た秘密の漏えい(審査会委員) 	<p>(本県の状況等) 審議会委員に対する罰則のみ規定しており、職員や受託業者等に対する罰則規定なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員や受託業者の義務規定違反に対しては、罰則を設ける必要性は低いと考えられる。(職員については、地方公務員法上の法令遵守義務や守秘義務の規定により責任を問うことができる。受託業者については、契約の解除、損害賠償など私法上の制裁により実効性を担保できる。) 【13年7月情報公開検討委員会提言】 現在、職員等に対する罰則は長崎県のみ規定。 <p>(今後の対応) 国の制度や他県の動向について調査のうえ、情報公開検討委員会に諮る。</p>

